

TERG

Discussion Paper No.434

アマルティア・センの『道徳感情論』解釈—良俗の一般的諸規則とコミットメント—

菅 隆彦

2020/09/11

TOHOKU ECONOMICS RESEARCH GROUP
Discussion Paper

GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS AND
MANAGEMENT TOHOKU UNIVERSITY
27-1 KAWAUCHI, AOBA-KU, SENDAI,
980-8576 JAPAN

アマルティア・センの『道徳感情論』解釈—良俗の一般的諸規則とコミットメント—

1はじめに

アマルティア・センはアダム・スミス¹著『道徳感情論』²の現代的意義を高く評価してきた³。主流派経済学の人間観を批判する際にセンは、同書における慣習的なルールである、良俗の一般的諸規則（以下、一般的諸規則）を取り上げる（Sen 1985）。センによれば、主体の行動が自身の目標追及によって直接導かれるとする、主流派経済学の人間観は非現実的である。この人間観をセンは自己目標選択と呼ぶ。加えて、センによれば、ある人が唯一目標とするものはその人自身の厚生であるとする、主流派経済学の人間観もまた非現実的である。主体は自身の厚生の改善とは異なる動機から行動しうるのであり、このような行動はコミットメントと呼ばれる。コミットメントには、上述の自己目標選択を侵害するものと、侵害しないものの2種類がある。前者の自己目標選択を侵害するコミットメントは、主体が持つアイデンティティの感覚によって生じる。ある種のアイデンティティの感覚は、アイデンティティを共有する構成員に一定の行動ルールを受容させうるが、このようなルールは、『道徳感情論』における一般的諸規則と「密接に関連する」（Sen 1985: 352）。

しかし、自己目標選択を侵害するコミットメントに一般的諸規則を関連付けることは、不適切である。一般的諸規則に従って行動することは、必ずしも自己目標選択を侵害しない。第1に、一般的諸規則はその形成過程からすれば、主体達の目標追求と基本的に整合するとみなされる。第2に、一般的諸規則は最高存在の諸法であるとみなされるが、この認識は一般的諸規則を自己目標選択に整合させる。

本報告は、一般的諸規則が自己目標選択に基本的に整合することを論証する。なお、本報告は、一般的諸規則に従った行動が、主流派経済学の想定する狭隘な人間観に基づく行動であると、主張するわけではない。一般的諸規則は社会的に共有される規則であって、狭隘な人間観に基づく行動とは矛盾する。本報告が主張するのは、一般的諸規則に従うことは、基本的に主体自身の目標追及によって導かれる、ということである。主体は、社会的な規則と整合的な、自己の目標を持ちうる。

※この研究は公益財団法人上廣倫理財団の助成を受けている。

¹ 近年のスミス研究を概観する文献として Paganelli(2015)がある。Paganelli はスミス及びスコットランド啓蒙についての、文献を様々な分野に渡って俯瞰する。

² 『道徳感情論』を引用する際には、「(TMS : 「グラスゴウ版のパラグラフ番号」)」の形式で、対応する箇所を示す。

³ セン(2002), Sen(2002), Sen(2010)を参照。著名な経済学者であるセンの高評価によって、同書の意義は再認識され、これによりスミス回帰が勢いづいたとも言われている（中谷 2013 : 25）。『道徳感情論』以外も含めた、センのスミス評価については、坂本(2004)を参照。また、センの経済学と倫理学における研究全体については、鈴村・後藤(2001)が平易な解説を行っている。

本報告における議論は、自己目標選択を侵害するコミットメントについての論争に、寄与する。自己目標選択を侵害するコミットメントの存在の有無が、先行研究において論争の対象となっている。この種のコミットメントに一般的諸規則が密接に関連すると、センが述べたことは、この種のコミットメントが存在しないことを意味しかねない。一般的諸規則は自己目標選択と整合的であるから、これと密接に関連するコミットメントは、自己目標選択と整合的であると考えられる。

本報告は以下のように構成される。第2節において、センの主流派経済学批判の1つである、コミットメント論及び、それに対する批判について説明する。第3節は、『道徳感情論』における一般的諸規則について、中立的な観察者との関係、諸規則の形成過程、最高存在の諸法とみなされることに言及しつつ説明する。第4節において、一般的諸規則が、自己目標選択を侵害するコミットメントと、基本的に整合しないことを論証する。最終節において、議論を総括し本報告の含意を示す。

2 主流派経済学に対するセンの批判

2.1 主流派経済学の人間観

センの研究分野は広範囲にわたり、彼は経済学に多大に貢献してきた⁴。その中でも代表的と言えるのが、主流派経済学が想定する人間観の再検討である。センは、主流派経済学の想定する人間は、以下の3つの性質を持つとした（Sen 1985 : 347）。

自己中心的厚生 (self-centered welfare)：ある人の厚生はその人自身の消費のみに依拠する（とくに、それは他者に対するどんな共感や反感も含まない）。

自己厚生目標 (self-welfare goal)：ある人が唯一目標とするものは、その人自身の厚生または—不確実性を所与として—その厚生の期待値を最大化することである（とくに、それは他者の厚生に直接重要性を付与しない）。

自己目標選択 (self-goal choice)：ある人の各選択行為はその人自身の目標追及によって直接導かれる（とくに、それは他の人々の目標追及を承認することによって制約されることはない）。

⁴ 経済学に対する、センの貢献の全体像については、鈴村・後藤(2001)を参照。

上記の3つの性質はそれぞれ独立している。例えば、他者の窮状を見るにかねて心が痛み、自身の厚生が低下している人間を考える。この人間は、他者の窮状を我が身のように感じ心を痛めているとする。この場合には自己中心的厚生が侵害される。しかし、他の2つについては何もわからない。主体が何を目標とするかについては何の情報も与えられていないので、自己厚生目標と自己目標選択が満たされているか判断できない。

主流派経済学が想定する人間は、上記の3つの性質を満たした上で、利害関心・厚生・目標・選択が、単一の選好順序に要約して表現される。このような人間を、センは、「合理的な愚か者」(rational fool)と呼び批判した(Sen 1977: 336)。合理的な愚か者の人間観は、現実の人間像と整合しないばかりか、経済学が研究対象とする、選択行動を適切に表現できない場合がある。公共財についての研究や、戦略的投票についての研究においては、合理的な愚か者の人間観を採用することで問題が生じうる(Sen 1977: 330ff.)。

2.2 センの主流派経済学批判とコミットメント

センは、合理的な愚か者に替えて、人々の相互依存的な関係を自己の評価システムに包含するような、人間に着目する(鈴村・後藤 2001: 174)。そのような人間に関係するのが、「共感」(sympathy)と「コミットメント」(commitment)という2つの概念である。共感とは、「他者への関心が直接に己の厚生に影響を及ぼす」ことである(Sen 1977: 326)。共感が成立することは、前述の自己中心的厚生の侵害を意味する。

コミットメントとは、「個人の厚生と行為の選択とのあいだの密接な結びつきを壊すこと」である(Sen 1985: 347)。例えば、ある行為によって他人が苦しむことを知り、それが自分の厚生を悪化させないにも関わらず、その行為をやめることは、コミットメントの1つである(Sen 1977: 326)。コミットメントは、主体自身が持つモラルと密接に関係する。このモラルは、宗教的なものから政治的なものに到るまで様々であり、また歪んだものから十分に議論されたものまで、非常に広い意味を持ちうる。そして、コミットメントの基礎にあるモラルは、おそらく「ある制限されたものであって、功利主義のようなアプローチの持つ壮大さとは程遠い性質のものである」(Sen 1977: 335)。

コミットメントには、自己目標選択を侵害しないものと、侵害するものの、2種類がある。コミットメントは、選択の自己厚生からの乖離を意味するが、この乖離は、主体の自己目標の追求の過程で生じたのかもしれない。あるいは、この乖離は、自分自身の目標追及を制約した事に起因するかもしれない(Sen 1985: 348)。

センは、自己目標選択を侵害するコミットメントを生じさせる要因として、アイデンティティを挙げる。各人は多くのアイデンティティを同時に持っているのであり、「単に私である」ことが、自分自身を理解する唯一のやり方ではない(Sen 1985: 348)。共同体、国民性、階級、人種といった要素が、様々なアイデンティティを各人にたらす。これらの

アイデンティティは、各人の厚生や目標、または行動義務を見る方法に影響を及ぼす。アイデンティティの感覚は、アイデンティティを共有する他者の目標への配慮を、主体に促し、自身の私的な目標の追求を止めさせることも十分にありうる。アイデンティティを共有するという一体感が、主体の判断に影響を与えるのである。他者とのアイデンティティの共有は、そのアイデンティティに基づいた一定の行動ルールを生み出し、それを各主体に受け入れさせうる。

センは、このようなルールの存在について述べた後に、アダム・スミスが『道徳感情論』において、行動ルールの重要性を強調していたことを指摘する (Sen 1985 : 349)。後の節で述べる、良俗の一般的諸規則がこの行動ルールに該当する。センの同書についての指摘は手短なものであったが、結語においても、スミスの行動ルールは言及された。結語においては、アイデンティティの感覚によって生じる自己目標選択からの離反は、スミスが論じたルールに基づく振る舞いに密接な繋がりを持つとされた (Sen 1985 : 352)。センにとっては、コミットメントとスミスの行動ルールの関連の強さは、特筆すべきものであるようだ。

自己目標選択を侵害するコミットメントを、センは特に重要視する。センは、囚人のジレンマの解決を論じる際に、自己中心的厚生・自己厚生目標を否定することは意味を持たないとした。これらの性質を否定したとしても、ジレンマが生じるような選好の組み合わせを回避することはできない。しかし、自己目標選択を否定することは、ジレンマの問題を解決しうる。

囚人のジレンマにおいては、支配戦略によって生じる結果がパレート非最適となる。2人のプレイヤーA, B が存在し、 a_0 を A の協力戦略とし、 a_1 を A の裏切り戦略とする。B についても同様に、協力戦略が b_0 、裏切り戦略が b_1 とする。2人のプレイヤーがジレンマ型の選好を持つとき、生じる結果は a_1b_1 であるが、これは a_0b_0 にパレート支配されている。

囚人のジレンマ型の選好（左の結果がより好まれる）

プレイヤーA : $a_1b_0 \ a_0b_0 \ a_1b_1 \ a_0b_1$

プレイヤーB : $a_0b_1 \ a_0b_0 \ a_1b_1 \ a_1b_0$

センによれば、このジレンマの状況は、自己目標選択を侵害するコミットメントによって、解決されうる⁵ (Sen 1985 : 349ff.)。このような解決法は、複数種類の選好が同時に存在することを仮定することで、表現される。主体は、自分自身の目標を反映する本来の選好を持つのに加えて、同時に、目標追求の基準となる「かのような選好」(as if preference)を持ち、これにコミットメントが反映される。プレイヤーが「かのような選好」に従って

⁵ 本段落で述べる、センのジレンマの解決法に対する批判として、Baier(1977)が存在する。

戦略を選ぶことで、 a_0b_0 は実現しうる。例えば、両プレイヤーが保証ゲーム型の、「かのような選好」を持っているとする。この場合には、 a_0b_0 と a_1b_1 が均衡点となり、互いに信頼があるならば a_0b_0 が実現する。「かのような選好」を手段的に用いることで、本来の選好から見ても、より良い帰結が実現しうる。

保証ゲーム型の選好（左の結果がより好まれる）

プレイヤーA : $a_0b_0 \ a_1b_0 \ a_1b_1 \ a_0b_1$

プレイヤーB : $a_0b_0 \ a_0b_1 \ a_1b_1 \ a_1b_0$

「かのような選好」の存在を仮定することの利点は、上述したコミットメントの事例だけではない。複数の選好の存在を仮定することの有用性を、センはいくつか指摘する⁶ (Sen 1977 : 338ff.)。センは、複数存在する選好に対する、メタランク付けが、様々に活かされうとした。メタランク付けは、利己的か道徳的かの二分法的評価を避け、より詳細な選好の評価を可能にする。また、メタランク付けはアクラシアの状態を表現しうるし、内省とコミュニケーションによって厚生関数を発見するための助けともなりうる。

以上のように、主体の利害関心・厚生・目標・選択が、单一の選好順序に要約して表現されるとする、主流派経済学の人間観を、センは、コミットメントという概念を提起することによって批判した。

2.3 センのコミットメント論に対する批判

上に述べたセンのコミットメント論に対しては、大きく分けて2つの側面からの批判が存在する。1つ目の種類の批判は、コミットメントがそもそも存在するか否かに疑問を呈し、2つ目の種類の批判は、複数の選好を用いてコミットメントを定式化することの妥当性に疑問を呈す。

⁶ Sen (1997:74-83)においても、センは複数の選好を仮定することの有用性を指摘する。センの他にも、複数の選好、あるいは効用関数を仮定することの、有用性を認める先行研究が存在する。Harsanyi(1955), Thaler and Shefrin(1981), Hirschman (1984), Schelling (1984), George(1984), Etzioni(1986), Lutz(1993), de Jonge(2005), White(2006), 等々がこのような先行研究に該当する。一方で、複数の選好を仮定することの意義を否定する見解として、Brennan(1989,1993)がある。また、哲学の分野においても、複数の選好を仮定することの意義が論じられている。Frankfurt(1971)を参照。

2.3.1 コミットメントの存在に対する批判

Pettit(2005)は、自己目標選択を侵害するコミットメント (goal-displacing commitment) の存在そのものに疑義を呈した。Pettit は大きくは 2 つの点から批判を加える (20f.)。1 点目が、集団の目標追及と、主体自身の目標追及との整合性である。主体が集団の目標を追及することは、主体自身の目標を追及することと矛盾しない。集団で共有される目標は、同時に各構成員の個人的な目標でもある。もちろん、集団の目標は構成員の個人行動では達成されず、他者の助けが必要な場合がある。しかし、このことは集団の目標が同時に各個人の目標であることとは矛盾しない。2 点目が、コミットメントと心理学における常識との矛盾である。心理学においては、意図的な主体の行動は、ある条件を実現しようとする主体の欲望と、その条件を達成するための最適な方法についての信念によって、制御される。ここでは、主体が実現しようとする条件がコミットメントの文脈における、主体の目標に対応する。自己目標選択が侵害され、主体が自己の目標とは異なる基準に基づいて行動することは、心理学の常識と明らかに矛盾する。Pettit は、センが常識的心理学及び合理的選択理論を批判するに至ったのは、それらが想定する主体が自身の目標に制約された熟慮のみしか行えないとする、センの誤解に起因するとした (28ff.)。対照的に、合理的選択理論が想定する、自身の目標を最大限に実現しようとする主体の姿は、心理学の常識とまさに整合する (21)。

Vanberg(2008)は、帰結に対しての選好ではなく、行為に対しての選好 (preference over action) を導入することが必要だとした。この導入が行われると、自己目標選択を侵害するコミットメントは存在しなくなる (610f.)。セン自身が述べる通り、自己目標選択を侵害するコミットメントは、主体自身の目標ではない他の目標の追求によって生じる。これは Vanberg によれば、特定のルールの遵守と捉えることができる。この種のルールの遵守は、行為に対しての選好を用いるならば、自己目標選択を侵害しない。主体がルールを遵守することは、主体自身の（行為に対しての）選好と整合している。Vanberg はセンとは異なり、選好についての想定の妥当性に着目し、合理的選択理論を批判する。

Hanisch(2013)は、Pettit のセン批判が基本的には正しいとする一方で、その批判が誤った理由に基づいているとした (158)。自己目標選択を論じる際に Pettit は、他者の目標の中身と、他者の意図を区別していない。目標の中身の観点からすれば、自己目標選択は侵害されるが、意図の観点からすれば自己目標選択が侵害されないことがある。仮に、主体が自己の目標追求を取りやめ、他者の目標を追求するのだと、想定する。この目標の変更は、主体が自発的に行ったのかもしれないし、他者に強いられたのかもしれない。前者と後者の区別が、Hanisch の言う、意図の観点に対応する。前者の場合には、意図の観点からして自己目標選択は侵害されない。センに対する直接的な批判として、Hanisch は、自己目標選択を侵害するようなコミットメントは、特殊な事例を除いて生じないことを指摘した。たとえ主体の目標が他者の目標に置き換えられた場合にも、その目標は主体の「消極的な目標」 (negative goals) に暗黙に影響されている (170)。消極的な目標は規範的な制

約であり、主体が取り入れようとする他者の目標に制限をかける。消極的な目標は、主体のアイデンティティが安定している限りで、主体の目標に常に影響を与える。消極的な目標の観点からすれば自己目標選択は基本的には侵害されない。しかし、特殊な事例において主体のアイデンティティが不安定になる場合には、消極的な目標の観点からも自己目標選択が侵害される⁷。

Cudd(2014)は、自己目標選択を侵害するコミットメントが、標準的な哲学理論においての、行為主体性 (agency) とのジレンマを抱えることを問題視した。ここで行為主体性は、センの定義するそれとは異なることを注意されたい。自己目標選択を侵害するコミットメントは行為主体性を欠く。行為主体性を満たすコミットメントが存在したとすれば、それは自己目標選択を侵害しない (37)。この批判は、自己目標選択の侵害が心理学の常識と矛盾するとした、Pettit の批判と関連する。Pettit が提示した心理学の常識は、主体が常に行為主体性を持つこととも解釈できる。Cudd は上記のジレンマを解決する概念として、暗黙のコミットメント (tacit commitment) を定義する。暗黙のコミットメントは、主体の意識に上ることなく、暗黙に主体の行動を制御する (51)。暗黙のコミットメントは、慣習的規則よりも暗黙に作用する、外的な動機である。暗黙のコミットメントを行う主体は、自己目標選択が侵害される一方で、行為主体性が保たれ、上記のジレンマには陥らない。しかし、観察者からすれば、暗黙のコミットメントによる主体の行動は、主体のアイデンティティを示す行動として解釈される。

2.3.2 コミットメントを「かのような選好」で表すことへの批判

Hausman(2005)は、センが、自己目標選択を侵害するコミットメントを表現する際に、「かのような選好」を用いることに疑問を呈した。選好は、自己利益や欲望等によって定義されるのではなく、全てが考慮された順序 (all-things-considered rankings) によって定義される。この定義は、単一の選好の枠組みを維持するので、主流派経済学に近いものである。考慮の対象となるのは主体に関連する全てであって、望ましさ、社会的規範、道徳原理、習慣等を含む (37)。Hausman によれば、主流派経済学を批判するにあたっては、センのように異種の選好を導入するのは得策ではなく (49f.)、むしろ単一の選好の枠組みを維持しつつ、選好を決定する要因について反論すべきである。

Engelen(2017)は、単一の選好の枠組みを保持する点については、Hausman に賛同する。全体を比較評価する単一の選好を用いることで、義務とコミットメントが主体にいかに影響を与えるかを、複数の選好を用いるよりも明確に表現することが可能となる (265)。し

⁷ Peacock(2013)は、Hanisch(2013)へのコメントの中で、コミットメントが特例ではなく日常的な事例となるような、コミットメントの解釈を提示する。加えて Peacock は、規範遵守に関しての、Hanisch の解釈とセンの解釈の相違を指摘する (226)。Hanisch が規範遵守を目標に方向付けられた行動と捉える一方で、センはそのように捉えない。

かし、Engelen は、単一の選好が Hausman のものよりも狭い意味で定義されるべきだとした。Engelen が定義する単一の選好は、主体の全ての動機が考慮されたものではなく、部分的な動機が考慮されたものにすぎない。主体の選択が行われるときには、選好には含まれない動機付けの因子が存在し、選好を介さずして選択に影響を与える（268）。これらの動機には、切望、義務、コミットメント等が含まれる。コミットメントが影響することによって、単一の選好が最も好む選択肢が、実際には選択されない場合がある。この場合のコミットメントは、Engelen によれば、センのように複数の選好の存在を仮定しても、適切に表現することができない。

3 良俗の一般的諸規則

センによれば、一般的諸規則は、自己目標選択を侵害するコミットメントと密接に関連する。『道徳感情論』において中心的な役割を果たすのが、中立的な観察者という概念であるが、一般的諸規則はこの概念を補完する役割を持つ。

3.1 中立的な観察者

『道徳感情論』における基礎的な概念が、「同感」（sympathy）である。同感は、何らかの事柄に際して他者が抱く感情に、主体が接する際に生じる。同感とは、主体が想像の中で当事者の境遇に身を置き、当事者と同じ感情を共有することである（Khalil 2017: 230）。同感は、人間が持って生まれた、他者との感情的な共鳴に根付く（Kiesling 2012 : 307）。人間は「自分の利害に関係なくとも、他人の感情や行為に关心を持ち、それらを観察する……次に私たちがすることは、想像の中で自分を当事者の境遇に置いてみること、当事者と同様の関係を対象と結んでみることである」（堂目 2008 : 29）。同感の対象となる他者の感情は、現実に観察可能な他者の感情だけでなく、主体の想像上の感情も含まれる。死者に対してさえも同感は生じうる（TMS : I.i.1.13）。

「中立的な観察者」（impartial spectator）とは、主体が自身の言動を制御する際に用いられる、想像上の観察者である⁸。主体が自身の言動の正当性を判断するには、言動をとる自分と、その言動を精査する自分の、「ふたりの人間に分割」しなくてはならない（TMS : III.1.6）。後者の役割を果たすのが中立的な観察者であって、この観察者は、言動が取られる場面・状況を理解したうえで、当事者から離れた客観的立場に立ち、主体の言動を判断する。もし、この観察者が自身と利害関係があつたり、自身に対して特別な好意や敵意を

⁸ 中立的な観察者は、『道徳感情論』において、「胸中の人」、「胸中の神」、「内部の裁判官」等と、様々に表現されている。

持ったりするのであれば、「自分の感情や行為の適切性について確信をもつことができる基準を与えてはくれない……それを与えてくれるのは私と利害関係はない、そして私に対して特別な好意や敵意をもたない」中立な観察者だけである（堂目 2008 : 34）。主体が自身の言動を正当とみなすためには、その言動の動機が、中立的な観察者によって同感される必要がある。中立的な観察者の影響力は大きく、「この内部の裁判官に相談することによってのみ、われわれは、自分自身に関連するどんなものごとでも、その本来の形と大きさにおいて、みることができ」る（TMS : III.3.1）。

中立的な観察者は、主体達が社会に出て他者を観察することによって、形成される⁹。『道徳感情論』における人間は、所属する社会と他者との相互作用によって、基本的に形作られる（Rasmussen 2014 : 245）。他者は主体にとって鏡のような存在であり、主体の言動がどのような時に是認されるのか、あるいは否認されるのかを、主体に示す¹⁰。自身の言動が他者に是認された場合に主体は喜び、否認された場合には主体は気持ちを落とす。そのため、主体は是認の喜びを得るために他者を注意深く観察するようになる。中立的な観察者の形成過程を、スミスは美醜についての観念の形成に例える（TMS : III.1.4）。美醜についての観念もまた、中立的な観察者と同様に、他者の判断を観察することにより形成される。他者から美しいと称賛されることによって主体は喜び、逆に、美しくないと非難されることで主体は気持ちを落とす。よって主体は、自分が他者からどのように見られているのかを、注意深く観察するようになる。他者を観察し彼らの判断を考察することにより、他者がどのような言動を是認あるいは否認するのか、主体は心中で想像できるようになる。他者は、「われわれが、ある程度他人の目をもって、われわれ自身の行動の適宜性を熟視することができる、唯一の鏡である」（TMS : III.1.5）。この鏡を参照することによって、中立的な観察者は形作られて行く。主体達の相互作用により、内面化された規範である中立的な観察者が形成される¹¹（Konow 2012 : 334）。

『道徳感情論』における主体は、心中に中立的な観察者を形成し、この観察者に是認されるように自身の言動を制御する。しかし、人間は、たとえ中立的な観察者の見方を認識していたとしても、感情が高まると、その見方を無視してしまう弱さを持つ。このような状況を、スミスは「自己欺瞞」（self-deceit）と呼び、「この致命的な弱点は、人間生活の混

⁹ Den Uyl (2016 : 264)は、中立的な観察者と市場における価格を類比する。両者とも、社会的な相互作用から形成され、かつ、社会的に埋め込まれているが非人格的な現象である。他方、Bréban(2014)は、価格と幸福が共通の構造（gravitational theory）を持つとして類比する。なお、Kennedy(2015)は、スミスの重力（gravitation）のメタファーが、ニュートン的とはみなされないことを指摘する。

¹⁰ 坂本(2006)は、『人間本性論』におけるヒュームの鏡のメタファーと、スミスによる鏡のメタファーの相違を論じる。また、ヒュームの道徳哲学と、スミスのそれとの比較については、例えば、Rasmussen (2014 : ch.1)を参照。

¹¹ 内面化される規範は、Khalil(2017 : 224)によれば、既存の外的な社会規範ではない。

乱の半分の源である」とした(TMS : III.4.6)。「人間は、一方で胸中の公平な観察者の声にしたがおうしながら、他方で、それを無視しようとする矛盾した存在なのである」(堂目 2008 : 55)。人間が中立な観察者の立場に立ちえない根本原因是、「情念の激しさから生まれる人間の度しがたいパーシャリティにある」(田中 2017 : 122)。スミスは、主体による、自身の言動に対する判断を論じる際に、2つの異なる時点を想定する(TMS : III.4.2)。1つは、行為しようとするときの時点であり、もう1つは行為が完了した後の時点である。両方の時点において、人間は、中立的な観察者の見方とは異なる、自身に都合の良い見方をしてしまう。行為しようとするときの時点においては、主体の諸情動が激高し、あらゆるもののが自愛心によって拡大され、歪んだ形で見えてしまう。行為が完了した後の時点においては、諸情念が静まりもっと冷静に行為を見られるが、それでも主体はまったく中立的な立場に立てるわけではない。自分自身を悪いと考えることは不快なことであり、むしろ、行為しようとする時に抱かれた、誤った情念を激化させてしまうことがしばしばである。

3.2 良俗の一般的諸規則の機能と形成

自己欺瞞に対処するために有用なのが、「良俗の一般的諸規則」(general rules of morality)という複数の規則である。自己欺瞞に陥る人間を「救うのが道徳〔良俗〕」の一般的諸規則による自己判断である」(新村 1994 : 183)。一般的諸規則は、中立的な観察者の判断と整合する規則であり、社会で共有される¹²。一般的諸規則と中立的な観察者は、それぞれが下す判断が一致する一方で、実際に主体の言動を制御可能か否かという点で異なる。中立的な観察者が主体の心中の判断基準に過ぎないのに対し、一般的諸規則は規則であって、しかも社会で共有されている。一般的諸規則によって人間は、行為の適宜性を、「その行為を受ける人が引き起こす自然な感情がどのようなものかを想像するよりも前に」判断することができる(堂目 2008 : 57)。一般的諸規則は、「中立的な観察者が是認するか否かについて我々が嘘をつく前に」、自己中心的な衝動を抑制する(Rasmussen 2014 : 51)。一般的諸規則が主体の心中に定着すると、それは、誤った自己中心的な感情を矯正するのに大いに役立つ(TMS : III.4.12)。自己欺瞞が生じそうなときにそれを抑制するのが、一般的諸規則への尊敬である。自己中心的な情念が最高に達したとしても、一般的諸規則への尊敬は捨

¹² Tajima(2007 : 585)は一般的諸規則を制度の1つとみなす。諸規則によって導かれる行動は集合的行為とみなされる。高(2017 : 237-238)は、一般的諸規則を「習慣的思考」と呼ぶ。「習慣的な思考とは、人間が社会という生活環境の中で経験的に学び、親から子へ、集団から集団へと累積的に引き継がれながら人間の『心に定着』した…思考習慣である」。また、Remow(2007)は、スミスの一般的諸規則とヒュームの一般的諸規則とに、注目すべき相違があることを指摘する。これらの間の相違については、新村(1994 : 183-184)もまた参照。

て去られることはない。

中立的な観察者と一般的諸規則の違いを生み出す要因が、形成過程における、他者の観察の継続性と言えよう。一般的諸規則は、ある言動に対する他者の判断を「継続的な観察」(TMS : III.4.7)によって学習することで形成されるのであって、主体の一定以上の観察経験に基づく。スミスは、中立的な観察者について述べるときには、観察の継続性について言及しない一方で、一般的諸規則について述べる際には言及する。

一般的諸規則には、①非難される値うちがある行動についての諸規則と、②称賛される値うちがある行動についての諸規則の、2つの類型が存在する。非難される値うちがある行動とは、中立的な観察者に同感されないような行動である。称賛される値うちがある行動とは、反対に、中立的な観察者に同感されるような行動である。非難されるような行動に対する感情と、称賛されるような行動に対する感情は、質的に区別されると思われる。『道徳感情論』においては、様々な種類の感情の差異が言及されている¹³。2つの行動に対応する徳である、正義の徳と慈恵の徳もまた、その必要性や性質に関して区別されている。正義が必ず遵守されなければならないのに対して、「慈恵は常に自由」である(TMS:II.ii.1.3)。しかし、他者を継続的に観察することによって形成されるという点で、形式的に、2種類の形成過程は同様であるから、ここでは、①の非難される値うちがある行動について主に説明する。

一般的諸規則は、集団の外部から与えられる規則ではなく、人々の相互作用によって形づくられる。一般的諸規則の形成過程は他者を観察することから始まる (TMS : III.4.7)。他者の行動を繰り返し観察する中で、主体はある種の行動から衝撃を受ける。この種の行動とは、非難される値うちがある行動のことである。主体はこののような行動を見苦しいと感じる。そして、主体はその行動に対して周りの皆が自身と同様の嫌悪感を抱いているのを知ることとなる。他者が自身と嫌悪感を共有することを知った主体は、自身の感情が正当だという思いを強くする¹⁴。この経験が繰り返されることで、一般的諸規則は形成される。このように、一般的諸規則は「個別的な道徳判断をくりかえす経験の中から」帰納される(新村 1994 : 322)。一般的諸規則は「継続的な観察」(TMS : III.4.7)によって形成されるのであり、その形成は主体の「経験にもとづいている」(TMS : III.4.8)。一般的諸規則が形成されるには、主体が自身の感情の正当性を確信するに至る必要があるので、少ない回数の観察では不十分である。諸規則が形成されるためには、「継続的な観察」が行われ、多くの他者との感情共有が確認されなければならない。

主体が自身の感情の正当性を確信するに至ると、その次の段階として、自分がその行動をとった場面を想像する。自分が見苦しいと確信しているのだから、当然、自分がその行

¹³ 典型的には、悲哀に対する同感と歓喜に対する同感の区別である。歓喜に同感する性向は、悲哀に同感する性向に比べて遙かに強い (TMS : I.iii.1.5)。

¹⁴ この感情の共有に対して、スミス自身は、同感という言葉を用いない。しかし、観察主体もまた他者に同感される対象であるとみなすならば、この感情共有は、同感の1つとみなされる (新村 1994 : 323)。

動をとった場合には、他者から見苦しいとみなされると主体は判断する。他者から見苦しいとみなされることを避けるため、主体はその行動はとるまいと決意する。かくして主体は、非難される値うちがある行動を取ってはならないとする、1つの一般的規則を形成する。この規則が形成される過程で、ある行動に対する、他者との感情の一致が確認された。他の主体も同様の過程を経るのであり、同様の一般的規則を形成する。

上の諸規則の形成過程では、非難される値うちがある行動に対する嫌悪感が、一般的諸規則の形成につながった。この嫌悪感を、称賛される値うちがある行動に対する好意に読み替えることで、②称賛される値うちがある行動についての諸規則の形成過程は説明される。この過程は、称賛される値うちがある行動に対する、主体の好意の正当性が、継続的な観察によって高められることによって進行する。この正当性が十分に高まった時、主体は、他者から好ましいとみなされたいがために、称賛される値うちがある行動をぜひとるべきだとする、1つの一般的規則を形成する。

3.3 最高存在の諸法としての良俗の一般的諸規則

前節で述べたように、一般的諸規則は、主体達による他者の継続的な観察によって形成される。この意味で、一般的諸規則は「神の超越的な秩序でもなく、有能な支配者の秩序でもない…庶民の中から確立された道徳秩序である」(山口 2010 : 250)。しかし、一般的諸規則は、その形成が完了した後にやがて、最高存在の諸法であるとみなされ、人々から尊敬されるようになる(TMS : III.5.3)。同時に、一般的諸規則に従う者には最高存在が来世以降に報償し、逸脱する者には処罰するだろうとも、みなされるようになる。

これらの、形成過程とは異質と言える認識が人々の間に生まれる原因を、スミスは複数個挙げる。以下に、これらの理由について述べる。1つ目の原因是、道徳的諸能力が「人間の支配的原理」である、ことである(TMS : III.5.5-6, 本段落中以下同様)。道徳的諸能力は、現世での人間の行動を方向付けるために与えられたのであり、「われわれのすべての行為の最高裁決者」として、人間の全ての感覚、情念、欲求を監督し調整する。道徳的諸能力は、視力、聴覚等の、他の感覚とは異なる水準にある。このように道徳的諸能力は支配的原理であるのだから、それらが規定する一般的諸規則は、最高存在が人間の内面に設定した代理人達によって布告された、最高存在の諸命令及び諸法律とみなされる。加えて、一般的諸規則は、「報償と処罰という強制力」を伴うのであり、この諸規則を侵犯する場合には、主体に内面的恥辱感と自己非難の苦しみが与えられる。反対に、この諸規則に従順である場合には、主体に心の平静、満足、自己充足が与えられる。

2つ目原因としてスミスは、自然の創造者が人類を創造した意図についての、人々の認識を挙げる(TMS : III.5.7)。人類創造における、自然の創造者の本来の目的とは、人類の幸福の促進であるが、人が一般的諸規則に従うことはこの目的を促進するために最も効

果的な手段である。反対に、一般的諸規則から逸脱することは、神の計画を妨害することであるし、自らが神の敵であることを宣言するようなものである。このため、人間は、一般的諸規則に従う際には神の好意と報償を期待するように、従わない場合には神の復讐と処罰を恐れるように、自然に気持ちを動かされる。

3つ目の原因としてスミスは、自然による繁栄と逆境の分配と、人間の自然な感情の相違を挙げる (TMS : III.5.8-11)。世界は無秩序に見える一方で、あらゆる徳には適切な報償が自然に与えられその実行が奨励される、という秩序が存在する。勤勉、慎慮には事業の成功という報償が与えられる。誠実、正義、人間愛の実行には、共に生活する者からの信頼、尊敬、愛情という、報償が与えられる。スミスは、この秩序を「繁栄と逆境がふつうに分配される一般的諸規則」と呼ぶ (TMS : III.5.9)。しかし、この自然が守る諸規則は、ある場合には、人間の自然な感情とは全く異なる。人間は、度量、寛容、正義に感嘆し、富と力の報償が与えられるべきだと思う。しかし、富と力というのは、正義等と不可分には結びついているわけではなく、慎慮と勤勉と熱意の結果である。自然が守る諸規則によれば、富と力を得るのに相応しい行いをしていないのであれば、度量、寛容、正義には富と力は結びつかない。また、人間は、欺瞞、虚偽等の行動をとる者に対しては、たとえ彼らが慎慮と勤勉の結果から富を得ていたとしても、彼らが得た財産を没収したいと願う。しかし、自然は、人間が抱く感情とは関係なく勤勉な悪漢に富を分配する。人間の無力な努力によっては、自然による分配を変更することはできない。人間は、悪行に対して悲しみ怒るが、しばしば、自然による分配を変更する程の力を持たないこと知る。そして、不正が勝ち誇ることを阻止する力が地上を見出すことに絶望するとき、人間は天に祈り、創造主が来世以降において不正な行いを処罰し、有徳な行いを報償することを希望する。このように、人間は「徳への愛」と「悪徳と不正への忌避」から、未来の状態についての信仰へ導かれる (TMS : III.5.10)。

以上に列挙した原因から生じる、一般的諸規則の遵守には来世以降に報償が与えられ、侵犯には処罰が与えられるという認識は、一般的諸規則に、この規則が最高存在の諸法であることとは別の「新しい神聖さ」を与える (TMS : III.5.12, 本段落中は同様)。この諸規則に従わないことには衝撃的に不適宜に見えるのであって、これは主体の「自己利害関心」というもつとも強い諸動機に強く支持されている。来世における最高存在の報償と処罰を信じる主体は、たとえその侵犯に現世での処罰が伴わないとしても、一般的諸規則を侵犯することはない。自らが常に神の眼下にあることに馴染みのある人間にとっては、この理解は、「もっとも頑固な諸情念さえも抑制しうる動機」である。

4 コミットメントと良俗の一般的諸規則

一般的諸規則が自己目標選択を侵害するコミットメントに密接に関わるという、センの見解は妥当であろうか。本節では、両者の非整合性を論証しセンの見解に疑義を呈す。一般的諸規則に従って行動することは、基本的には、自己目標選択を侵害しない。主体の自己目標の追求に、一般的諸規則は整合する。このことを、本報告は2つの理由に基づいて論証する。

なお、本節は、一般的諸規則に従った行動が、主流派経済学の想定する狭隘な人間観に基づく行動であることを、主張するわけではない。一般的諸規則は社会的に共有される規則であって、狭隘な人間観に基づく行動とは矛盾する。本報告の主張が意味するのは、一般的諸規則に従うことは、基本的に主体自身の目標追及によって導かれる、ということである。主体は、社会的な規則と整合的な、自己の目標を持ちうる。

4.1 形成過程に基づく理由

第1に、一般的諸規則は、その形成過程からすれば、主体の目標追求と基本的に整合すると言える。一般的諸規則が形成されるきっかけは、ある種の行動に主体が衝撃を受け嫌悪感を抱くことであった。他者も同様の嫌悪感を抱くことを継続的に観察することによって、一般的諸規則は形成に至るが、そのきっかけである嫌悪感は主体の自然な感情である。一般的諸規則は「究極的には、個々の実例において、われわれの道徳的能力、値うちと適宜性にかんするわれわれの自然な感覚が、なにを是認または否認するかについての経験にもとづいている」(TMS : III.4.8)。また、一般的諸規則の形成を決意するのは主体自身である。一般的諸規則は社会的な規則であると同時に、形成に携わった主体にとっては、自分自身の自然な感情に基づき、自発的に形成した規則でもある。

もちろん、子供世代のように、既に社会において形成された、一般的諸規則を受容する立場の人間は存在するであろう。しかし、この種の主体達の目標追求にもまた、一般的諸規則は基本的に整合するはずである。仮に、この種の主体達の目標追求と整合しないような一般的諸規則が存在したとしよう。この種の主体達は、自然な感情からは、今論じている一般的諸規則が正しいとはみなさない。この種の主体達が一定程度に社会に存在するようになると、今論じている一般的諸規則はもはや一般的諸規則の要件を満たさなくなってしまう。この一般的諸規則が正しくないとみなす人が一定以上に増えれば、その形成過程において確認された、この規則の正当性についての各主体の確信は揺らぐ。正当性が確信されない規則は、一般的諸規則としての要件を満たさない。ただし、一般的諸規則が消失する過程が完了するまでの期間は、一般的諸規則が一部の主体の目標追求に整合しない。しかし、この期間はあくまで例外的状況であって、一定の時間が経過すれば、主体の目標追求に整合しない一般的諸規則は存在しなくなるだろう。

4.2 最高存在の諸法であることに基づく理由

第2に、一般的諸規則は最高存在の諸法とみなされるのであり、このことから、主体の目標追求と整合すると言える。人々は一般的諸規則が最高存在の諸法であるとみなし、その遵守と侵犯に、報償と処罰が伴うともみます。報償と処罰が伴う規則であるという点で、一般的諸規則は、一見して、自己目標の追求に矛盾するように思える。しかし、一般的諸規則に報償と処罰が伴うとの認識は自己目標の追求と矛盾せず、むしろ一般的諸規則を自己目標選択に整合させる。一般的諸規則が最高存在の諸法であることは1つの与件である。主体は報償と処罰の認識に基づいて、一般的諸規則に矛盾しない自己目標を自主的に設定する。一般的諸規則に従うことは「自己利害関心というもっとも強い諸動機」に強く支持される（TMS : III.5.12）。

4.3 小括

以上のように、大きく2つの理由から、一般的諸規則に従って行動することは、基本的には自己目標選択を侵害しないと言える。センが自己目標選択を侵害するコミットメントに、一般的諸規則を関連付けたことは妥当ではない。

5 おわりに

本報告は、センが、自己目標選択を侵害するコミットメントに、一般的諸規則が密接に関わるとした見解の妥当性を検証した。第2節において、センの主流派経済学批判の1つである、コミットメント論及び、それに対する批判について述べた。第3節は、『道徳感情論』における良俗の一般的諸規則を議論の対象とし、中立的な観察者との関係や、形成過程、最高存在の諸法とみなされることについて述べた。第4節において、一般的諸規則が自己目標選択を侵害するコミットメントに、基本的には該当しないことを論証した。第1に、一般的諸規則は、その形成過程からすれば、主体達の目標追求と基本的に整合する。一般的諸規則は各主体が自然に抱く感情に基づき、自発的に形成されたものである。第2に、一般的諸規則は最高存在の諸法であり、それが来世以降に報償や処罰を与えるとの認識は、一般的諸規則を自己目標選択に整合させる。一般的諸規則が最高存在の諸法であることは1つの与件である。主体は報償と処罰の認識に基づいて、一般的諸規則に矛盾しない自己目標を自主的に設定する。

本報告におけるセンの『道徳感情論』解釈の再検討は、自己目標選択を侵害するコミットメントについての論争に、寄与する。自己目標選択を侵害するコミットメントの存在の有無が、第2節で述べた通り、論争の対象となっている。この種のコミットメントに一般的諸規則が密接に関連すると、センが述べたことは、この種のコミットメントが存在しないことを意味しかねない。一般的諸規則は自己目標選択を侵害しないから、一般的諸規則と密接に関連するコミットメントは、自己目標選択を侵害しないと考えられる。一般的諸規則は、センの論敵である、Pettit(2005)の主張とむしろ整合する。Pettitによれば、主体が集団の目標を追及することは、主体自身の目標を追及することと矛盾せず、集団で共有される目標は同時に各構成員の個人的な目標でもある。この主張が成り立つ一例として、一般的諸規則は位置づけられる。

参考文献

英文

- Baier, K. (1977). Rationality and morality. *Erkenntnis*, 11(1), 197-223.
- Bréban, L. (2014). Smith on happiness: towards a gravitational theory. *The European Journal of the History of Economic Thought*, 21(3), 359-391.
- Brennan, T. (1989). A Methodological Assessment of Multiple Utility Frameworks. *Economics and Philosophy*, 5(2), 189-208.
- Brennan, T. (1993). The Futility of Multiple Utility. *Economics and Philosophy*, 9(1), 155-164.
- Cudd, A. E. (2014). Commitment as motivation: Amartya Sen's theory of agency and the explanation of behaviour. *Economics and Philosophy*, 30(1), 35-56.
- de Jonge, J. P. (2005). Rational choice theory and moral action. *Socio-Economic Review*, 3(1), 117-132.
- Den Uyl, D. J. (2016). Impartial spectating and the price analogy. *Econ Journal Watch*, 13(2), 264-273.
- Engelen, B. (2017). A new definition of and role for preferences in positive economics. *Journal of Economic Methodology*, 24(3), 254-273.
- Etzioni, A. (1986). The case for a multiple-utility conception. *Economics and Philosophy*, 2(2), 159-184.
- Frankfurt, H. G. (1971). Freedom of the Will and the Concept of a Person. *The Journal of Philosophy*, 68(1), 5-20.
- George, D. (1984). Meta-Preferences: Reconsidering Contemporary Notions of Free Choice. *International Journal of Social Economics*, 11(3), 92-107.
- Hanisch, C. (2013). Negative Goals and Identity: Revisiting Sen's Critique of Homo

Economicus. *Rationality, Markets and Morals*, 4(75), 157-172.

- Harsanyi, J. C. (1955). Cardinal welfare, individualistic ethics, and interpersonal comparisons of utility. *Journal of Political Economy*, 63(4), 309-321.
- Hausman, D. M. (2005). Sympathy, commitment, and preference. *Economics and Philosophy*, 21(1), 33-50.
- Hirschman, A. O. (1984). Against parsimony: Three easy ways of complicating some categories of economic discourse. *Bulletin of the American Academy of Arts and Sciences*, 37(8), 11-28.
- Kennedy, G. (2015). Adam Smith's Use of the 'Gravitation' Metaphor. *Economic Thought*, 4(1), 67-79.
- Khalil, E. L. (2017). Socialized view of man vs. rational choice theory: What does Smith's sympathy have to say?. *Journal of Economic Behavior & Organization*, 143, 223-240.
- Kiesling, L. L. (2012). Mirror neuron research and Adam Smith's concept of sympathy: Three points of correspondence. *The Review of Austrian Economics*, 25(4), 299-313.
- Konow, J. (2012). Adam Smith and the modern science of ethics. *Economics and Philosophy*, 28(3), 333-362.
- Lutz, M. A. (1993). The Utility of Multiple Utility: A Comment on Brennan. *Economics and Philosophy*, 9(1), 145-154.
- Paganelli, M. P. (2015). Recent engagements with Adam Smith and the Scottish enlightenment. *History of Political Economy*, 47(3), 363-394.
- Peacock, M. (2013). Commitment and Goals. *Rationality, Markets and Morals*, 4(80), 221-226.
- Pettit, P. (2005). Construing Sen on Commitment. *Economics and Philosophy*, 21(1), 15-32.
- Rasmussen, D. C. (2014). *The pragmatic enlightenment*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Remow, G. (2007). General rules in the moral theories of Smith and Hume. *Journal of Scottish Philosophy*, 5(2), 119-134.
- Schelling, T. C. (1984). Self-command in practice, in policy, and in a theory of rational choice. *The American Economic Review*, 74(2), 1-11.
- Sen, A. (1977). Rational fools: A critique of the behavioral foundations of economic theory. *Philosophy & Public Affairs*, 6(4), 317-344. 大庭健・川本隆史訳(1989)『合理的な愚か者』(120-167) 効草書房。
- Sen, A. (1985). Goals, Commitment, and Identity. *Journal of Law, Economics and*

Organization, 1(2), 341-55. 若松良樹・須賀晃一・後藤玲子監訳(2014)『合理性と自由(上)』(第5章)勁草書房。

- Sen, A. (1997). *Choice, welfare, and measurement*. Harvard University Press. 大庭健・川本隆史訳(1989)「選択・順序・道徳性」『合理的な愚か者』(15-35)勁草書房。
- Sen, A. (2002). Open and Closed Impartiality. *The Journal of Philosophy*, 99(9), 445-469. 岡敬之助訳(2008)『福祉と正義』(第5章)東京大学出版会。
- Sen, A. (2010). Adam Smith and the contemporary world. *Erasmus Journal for Philosophy and Economics*, 3(1), 50-67.
- Smith, A. (1976b). *The theory of moral sentiments*. Ed. D.D. Raphael & A.L. Macfie, OXFORD: CLARENDON PRESS. 水田洋訳(2003)『道徳感情論』岩波書店。
- Tajima, K. (2007). The theory of institutions and collective action in Adam Smith's Theory of Moral Sentiments. *The Journal of Socio-Economics*, 36(4), 578-594.
- Thaler, R. H., & Shefrin, H. M. (1981). An economic theory of self-control. *Journal of political Economy*, 89(2), 392-406.
- Vanberg, V. J. (2008). On the economics of moral preferences. *American journal of Economics and Sociology*, 67(4), 605-628.
- White, M. D. (2006). Multiple utilities and weakness of will: A Kantian perspective. *Review of Social Economy*, 64(1), 1-20.

和文

- 坂本幹雄(2004)「アマルティア・センのスミス経済学」『通信教育部論集』, 7, 103-117。
- 坂本幹雄(2006)「鏡のメタファー——ヒュームとスミスー」『通信教育部論集』, 9, 16-31。
- 鈴村興太郎・後藤玲子(2001)『アマルティア・セン—経済学と倫理学—』実教出版社。
- セン・アマルティア著／徳永澄憲・青山治城・松本保美訳(2002)『経済学の再生』麗沢大学出版会。
- 高哲男(2017)『アダム・スミス競争と共感、そして自由な社会へ』講談社。
- 田中正司(2017)『増補改訂版アダム・スミスの倫理学: 『哲学論文集』・『道徳感情論』・『国富論』』御茶の水書房。
- 堂目卓生(2008)『アダム・スミスー『道徳感情論』と『国富論』の世界』中央公論新社。
- 中谷武雄(2013)「アダム・スミスと現代」『経済教育』, 32, 24-30。
- 新村聰(1994)『経済学の成立—アダム・スミスと近代自然法学—』御茶の水書房。
- 山口正春(2010)『アダム・スミスの思想像』三恵社。